

事故対策基金運用に関する規定

1. (目的)

- ① 山行事故による貸付、見舞金、経費等の制度である。

2. (運営)

- ① 事故対策委員会が運営する。——構成メンバー 代表世話人、副代表世話人、事務局長、事故対策部長、山行部長、財政部長
- ② 貸付枠は労山基金加入金額枠内、準じる加入保険金額枠内とする。
- ③ 貸付期限は6ヶ月以内とし、分割返金も可とする。
- ④ 事故対策基金金額にて運営する。

3. (制度)

- ① **貸付金制度** —— 山行事故
- ② **見舞金制度** —— 救助活動等による事故、個人備品の損傷、交通事故による車両事故が発生した場合、見舞金を支払う事が出来る。
- ③ **経費支払制度** —— クラブ会員が救助活動に参加した場合の経費（食事代、交通費等）

4. 事故対策基金準備金を50万円とし、余剰金を下記の用途に運用できることとする。但し、予算化を行い世話人会が認め総会での承認を必要とする。

- ① 山行の安全を確保する為の装備費
- ② クラブ重要事業の開催費用など

5. 事故対策基金が50万円を下廻った場合は、会則10条⑤の規定により一般会計から補填する。

2014年4月20日にて改正された4条、5条の追記に関して

この基金制度が作られた時代には必要不可欠の制度だったと推察致しますが、年月が経過し、積み立てられた会員の方も随分と退会されておられます。

今日では遭難に関しても殆どが公共のへりが対応しており、立派な制度では有りますが、有効に活用されているとは思えません。

積み立てられた方が多く残っておられるうちに、有効に活用したく変更案を提出させて頂きました。

一般会計に組み込むのではなく、この制度の理念に基づき、生きたお金として扱いたいと存じます。(一般会計が苦しいのでこれに充当する、などはしない)

基本的に、山行の安全確保に関する経費（救助隊装備などの購入など）と、みのハイキングクラブの発展に関する重要事業のみに特別会計の中で予算組を行い遂行出来ることと致します。